

**[事案 23-260] 契約無効確認・既払込保険料返還請求**

・平成 24 年 10 月 31 日 裁定終了

**<事案の概要>**

加入の目的は貯蓄であったが、募集人からは、解約払戻金が既払込保険料を下回ることの説明がなく、商品内容を誤解して加入したとして、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

**<申立人の主張>**

平成 7 年 8 月加入の定期付終身保険（契約①）と医療保険（契約②）、および平成 11 年 11 月加入の定期付終身保険（契約③）と医療保険（契約④）について、下記の理由により、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 老後の貯蓄が加入目的であったが、募集人から元本割れ商品（解約払戻金が保険料を下回ること）であることの説明がなかった（説明義務違反）。
- (2) 特に、契約①および③については、自分は独身で死亡保障が不要であり不適合契約である（適合性原則違反）。

**<保険会社の主張>**

下記の理由から、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は、設計書にて契約内容を説明し、申立人は納得のうえ申込書に署名・押印し、生命保険面接士の面接も受けている。
- (2) 保険証券に、契約内容、解約払戻金額表が記載されており、解約返戻金の推移は確認可能であった。
- (3) 契約③および④については、契約後 12 年以上、契約内容についての通知を毎年送付しており、その間、特段の申し出なく契約を継続してきた。また、契約①、②については解約済みであり解約後 4 年以上経過後の申し出である。

**<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張を錯誤による契約の無効の主張と解して、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

**1. 錯誤無効の主張について**

- (1) 生命保険のような形のない商品では、資料なしに説明することは困難なため、資料を使用して勧誘がなされるのが通常であり、本件において資料を使用しなかったと認める特段の証拠は見当たらず、募集人は、保険設計書を使用して、申立人に契約内容を説明したと考えられる。
- (2) 本件募集に使用したと考えられる保険設計書には、災害または病気で死亡・高度障害のときの保障額や医療保障の給付事由と給付額が記載されており、本契約は保障性的

高い商品で、貯蓄性を主な目的とした商品でないことは明らかである。また、保険料の金額と解約払戻金額も記載されており、解約払戻金額が払込保険料を下回る契約であることが容易にわかる。

(3) 募集人が、説明資料を用いて説明する時は、特段の事情がない限り、その資料に則した説明をするのが通常であり、本件においても、募集人は保険設計書に則した説明を行ったものと推認でき、本契約について「元本割れ」のない保険である旨の説明をしたとは認められない。

(4) 申立人において錯誤が認められたとしても、この申立人の錯誤が、民法 95 条の錯誤に該当するためには、「要素の錯誤」が認められる必要があるが、保険商品の選択は、保障内容や保険料の違いにより、契約者によって相当幅があるといえるので、通常人が、「元本割れ」しない保険のみを選択すると認めることはできない。よって、申立人の錯誤を、「要素の錯誤」と認定することはできず、錯誤無効の主張は認められない。

## 2. 不適合契約の主張について

一般に、生命保険は遺族保障を目的とするものであり、保険契約者・被保険者が独身であっても、死亡保険金の受取人を親などにして生命保険に加入することは特別なことではないので、申立人にとって不適合契約とはいえない。